

広島県告示第百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市西区鈴が峰町、同区田方一丁目、同区田方二丁目及び同区草津梅が台地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法の第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田方一丁目 (二八七)	急傾斜地の崩壊	田方一丁目 (二八七)	急傾斜地の崩壊
田方一丁目 (二八七)	急傾斜地の崩壊	田方一丁目 (二八七)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇二)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇三)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇三)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇三)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇三)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇四)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇四)	急傾斜地の崩壊
草津梅が台 (三〇四)	急傾斜地の崩壊	草津梅が台 (三〇四)	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

井口二丁目 (二二―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	井口二丁目 (二二―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
井口一丁目 (二二―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	井口一丁目 (二二―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草津梅が台 (二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草津梅が台 (二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草津梅が台 (二六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草津梅が台 (二六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
田方二丁目 (四一六二 ―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	田方二丁目 (四一六二 ―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
田方二丁目 (四一六二 ―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	田方二丁目 (四一六二 ―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
田方二丁目 (四一六二 ―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	田方二丁目 (四一六二 ―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
田方二丁目 (四一六二 ―六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	田方二丁目 (四一六二 ―六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。